株主総会当日に早朝から入場者の列に並んだが、被上告会社から従業員株主らとの間で前記の差別的取扱いを受けたことにより、希望する席を確保することができず、これによって精神的苦痛を被り、更に宿泊料相当の財産的損害を被ったと主張して、被上告会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるものである。

三　株式会社は、同じ株主総会に出席する株主に対しては合理的な理由のない限り、同一の取扱いをすべきである。本件において、被上告会社が前記一の２のとおり本件株主総会前の原発反対派の動向から本件株主総会の議事進行の妨害等の事態が発生するおそれがあると考えたことについては、やむを得ない面もあったということができるが、そのおそれのあることをもって、被上告会社が従業員株主らを他の株主よりも先に会場に入場させて株主席の前方に着席させる措置を採ることの合理的な理由に当たるものと解することはできず、被上告会社の右措置は、適切なものでなかったといわざるを得ない。しかしながら、上告人高橋は、希望する席に座る機会を失ったとはいえ、本件株主総会において、会場の中央部付近に着席した上、現に議長からの指名を受けて動議を提出しているのであって、具体的に株主の権利の行使を妨げられたということはできず、被上告会社の本件株主総会に関する措置によって上告人高橋の法的利益が侵害されたということはできない。そうすると、被上告会社が不法行為の責任を負わないとした原審の判断は、是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でない。論旨は、違憲をいう点を含め、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決の法令違背をいうものにすぎず、採用することができない。

**上告人佐々木徹の上告について**

本件記録によれば、上告人佐々木は、平成５年８月４日に上告受理通知書の送達を受けたが、右送達の日から５０日を経過した後の同年９月２７日に上告理由書を提出したことが明らかである。したがって、上告人佐々木の上告は不適法として却下すべきである。

よって、民訴法４０１条、３９９条の３、９５条、８９条、９３条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　園部逸夫

裁判官　ほか４名

## 会計報告('97.1/1～1/31)

| | |
|---|---|
| 収入 | |
| 会費 | ６８、０００ |
| ニュース購読料 | ８５、５００ |
| カンパ | ５、０００ |
| コピー代 | ３、９００ |
| 計 | １６２、４００ |
| 支出 | |
| ニュース印刷代 | １８、３００ |
| 郵送料 | ８、１３０ |
| 振替手数料 | ７３０ |
| 資料費 | ２０、０００ |
| 事務用品費 | １１、３３０ |
| 計 | ５８、４９０ |
| 差引 | ＋１０３、９１０ |
| 積立金合計 | ２、２２８、９６６ |




# 伊方訴訟ニュース

第 282 号
1997年２月15日



**伊方原発訴訟を支援する会**　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780


## 阪神大震災を学ぶ第３回市民講座開かれる

**愛媛の活断層と防災を学ぶ会　阿 部 悦 子**

私たちの会は、昨年９月、岡村　真高知大教授が伊予灘海底探査の結果から大地震の警告を出されたのを受けて発足しました。伊方原発沖５Ｋｍの活断層及び四国内陸部の中央構造線系活断層が、２千年周期の活動期に入っており、これらの断層の動き方次第では、阪神大震災をはるかに超える規模の地震が起こる可能性があると指摘されたのです。

さる１２月８日、会は第３回市民講座として、早川和男神戸大学名誉教授による「地震に強い町づくり」と題する講演会を開催しました。死者６４２５人を数えた阪神大震災は、神戸市の町づくりがもたらした「行政災害」であったと氏は指摘します。

神戸市は１９７２年から２年をかけて、専門家に「活断層」についての委託調査をさせました。報告書は「地震の発生は近い。それは神戸・阪神に壊滅的な被害を与える直下型地震である」と警告していました。しかし神戸市は、その後「地震は１０万年単位の話、心配はいらない」とコメントする学者によって、市自らの調査報告を無視し、「想定震度は６」と主張する学者を退けて「震度５強」と決定しました。

ここに、今回の震災を大きくした要因がありました。当時から、神戸空港はじめとした大型開発を最優先させてきた「土建・株式会社神戸」の体質がありました。

「報告書」が採用されていたら住宅や建築物の防災対策は強化されていたでしょう。阪神大地震の一つの特徴は、９８％の死者が家屋の倒壊によるものであったのです（倒壊による焼死者を含む）。

早川氏は、「想定震度」を改竄した神戸市もさることながら、日本の住宅政策のあり方についても、「住宅が個人の甲斐性による個人資産であってよいのか」と問題を提起されています。そして欧州の「住宅ローン、百年

**２号炉第６０回公判**
**３月７日（金）午前１０時半から午前中**
松山地裁大法廷

前回、住民側からの垣見証人申請を必死になって拒否ないしは引き延ばそうとし、辛うじて次回までの猶予を裁判所から与えられた国が、どのような巻き返しを試み、それに対し裁判所がどのような判断を示すか、緊迫した法廷となるであろう。前回に引き続き、原告・傍聴者が一体となって国側の巻き返しを退け垣見証人を認める裁判所決定を勝ち取ろう。

無利子返済」の制度等を例に挙げて「住宅が社会的公的資産」と考えられていると紹介。

美しい町づくりは、個々の家から始まり、安全、健康、生きがい、仕事、福祉など、社会を構成する全ての個人が、よい住宅と生活環境をもつことを抜きに社会の幸福は成り立たない、との氏のお話を、私たちは、大きな驚きとともに納得できたのです。

イギリスでは家の安全確保の工事のために１万ポンド（１６０万円）を全額保障しています。日本で各家が住宅の構造安全を確保するには、平均１５０万円といわれており、もし、このようなお金が使われていれば、阪神大震災で支給された死亡弔慰金（１人５００万円×６４２５人）と、仮設住宅建設費（１軒３００万円×５万戸）は、ほとんど不要であったことでしょう。

震災２周年を迎えて、住宅への「公的援助」の是非が論議されていますが、住宅を社会的資産であると認めることによって、解決するはずであり、我国の住宅政策を問い直す機会とすることもできるでしょう。

又、氏は災害への危機管理は日常の町づくりの中にあると指摘。今度の震災で多くの老人が被災しましたが、老人にとって避難所は特に悲惨なものであったといいます。しかし、デイケアの設備をもつ老人ホームなどに収容された老人は、老人独自の配慮されたケアが施された。又、町の中の小さな公園の木々が火災をくい止め、人々が身を寄せ合う場所となりました。日常の福祉、環境施設が、防災拠点となったのです。

神戸市は、公園面積や老人福祉における予算のとり方が、１２の政令指定都市中、ほとんど最下位にあったことが震災を大きくしました。私たちは日常から、人々の健康や生命を守る環境をつくることこそ、防災の極意であることに気付かされるのです。

このような「株式会社神戸」の暴走が、なぜ許されたか。神戸市は行政のあり方に批判的な市民運動をつぶし、議会から職員組合、婦人団体まで、補助金によって総与党化を実現。そのことで可能にした暴走であったと、氏は指摘しています。しかも今なお、「活断層上」といわれている神戸空港計画（工費３２００億円、２００４年完成）は、立ち止まる気配さえありません。

神戸市の暴走の体質を、私たちが余りにもまじかに見ることができることは残念であり、恐怖でもあります。

愛媛県は昨年、阪神大震災クラスの地震に備える「県地震防災計画」を策定、１１月にはようやく「県活断層調査委員会」の調査が始まりました。しかし肝腎の伊方沖伊予灘の調査については対象外とされています。

今年元旦に、八幡浜の友人から「地震が来ませんように」と書かれた年賀状が届きました。私たちは「行政災害」を未然に防ぐ力を育ててゆかねばなりません。

地球と人々を破滅に導く、予想される地震災害への対策、防災の最重要課題は、「原発を止めること」であることは、まちがいありません。

**愛媛県活断層調査委員会**

## 伊予断層の探査開始

愛媛県の「活断層調査委員会」は、伊予断層について１月下旬から地表踏査を始め、２月初旬から、人工地震波を反射させて地下の地質構造を調べる物理探査を業者に委託して実施し、２月中に終る。２月中旬からは活断層周辺に１０箇所の穴（ピット）を掘り、地層調査用のサンプルを採取、３月末までに総合的な調査結果をまとめる予定。

## 最高裁が四電を叱る

1990年6月の四国電力株主総会に出席した「未来を考える脱原発四電株主の会」の６人は、会場の前方座席を社員株主に占拠させていた四電相手に損害賠償請求訴訟を提起。松山地裁と高松高裁は、ともに請求を棄却。２名の株主が最高裁に上告し昨年１１月に敗訴が確定したが、最高裁は四電の対応は不適切であったと指摘した。この指摘は、情報公開を求める「四電のお客」の住民・市民にも参考になると思い全文を紹介しておきます。

**判決**

上告人　　高橋安明
上告人　　佐々木　徹
被上告人　四国電力株式会社

右当事者間の高松高等裁判所平成４年（ネ）第１０６号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成５年７月２０日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

上告人高橋安明の上告を棄却する。
上告人佐々木徹の上告を却下する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理由

**上告人高橋安明の上告理由について**

一　原審の適法に確定した事実関係は、次のとおりである。

１　被上告会社の株主である上告人高橋は、平成２年６月２８日、被上告会社の第６６回定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）に出席するため、本件株主総会の会場である被上告会社本社ビルの前で、開門前の早朝から、被上告会社の原子力発電所に関する経営方針に反対する他の株主と共に列に並び、午前８時の開門と同時に本社ビルに入り、受付手続きを済ませて会場に入場した。

２　被上告会社は、昭和６３年１月及び２月、原発反対派の者に本社ビルを取り囲まれたり、深夜数時間、ビルの一部を占拠されたことがあり、更に平成２年３月に結成された「未来を考える脱原発四電株主会」等の差出人から、本件株主総会の前に１０００項目を超える質問書の送付を受けていたことなどから、本件株主総会の議事進行が妨害されたり、議長席及び役員席を取り囲まれたりするといった事態が発生することをおそれ、被上告会社の株主である従業員ら（以下「従業員株主ら」という。）にあらかじめ指示をし、本件株主総会当日、従業員株主らをして午前８時の受付開始時刻前に入場させ株主席のうちの前方部分に着席させた。

３　会場には株主席として約２３０の椅子が並べられていたが、上告人高橋が会場に到着した時には従業員株主らが既に株主席の最前列から第５列までのほとんど及び中央部付近の合計７８席に着席していた。上告人高橋は、前から第６列目の中央部付近に着席した。

４　上告人高橋は、本件株主総会において、議長から指名を受けた上で動議を一度提出した。

二　上告人高橋の本件請求は、本件株主総会の会場において希望する座席を確保するために被上告会社本社ビルの近くに宿泊して本件